

摂津市特定生産緑地の指定に関する事務取扱要綱

摂津市特定生産緑地地区の指定に関する要綱(平成31年1月29日摂都計第257号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法(昭和49年法律第68号(以下「法」という。))の規定に基づく特定生産緑地の指定等に関する事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法及び都市計画法(昭和43年法律第100号)において使用する用語の例による。

(事務処理等)

第3条 この要綱の各条の規定に係る事務は、各条に定めのあるほかは、建設部都市計画課(以下、「都市計画課」という。)が行うものとする。

(申出基準日到来の通知)

第4条 市長は申出基準日が近く到来することとなる生産緑地の所有者に対し、その旨を申出基準日の6月前までに様式第1号の1又は様式第1号の2により通知するものとする。

(指定意向の確認)

第5条 市長は、法第10条の2第1項の規定により、特定生産緑地を指定しようとするときは、あらかじめ当該生産緑地の所有者の意向を様式第2号により確認するものとする。

2 前項の確認において、特定生産緑地に指定意向のある当該生産緑地の所有者は、特定生産緑地指定意向兼利害関係人同意確認書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 第1項及び前項の規定は法第10条の3第1項の規定による特定生産緑地の指定の期限を延長する場合について準用する。

(指定の審査)

第6条 市長は、前条第2項の規定による提出があった場合、その内容を審査し、法第10条の2第1項に規定する生産緑地に該当すると認められるときは、当該生産緑地を特定生産緑地として指定するものとする。

2 前項の規定は、法第10条の3第1項の規定による特定生産緑地の指定の期限を延長する場合について準用する。

(指定の通知)

第7条 市長は、特定生産緑地を指定したときは、その旨を当該生産緑地における農地等利害関係人及び農業委員会に様式第4号の1及び様式第4号の2により通知するものとする。また、都市計画課は、この旨を総務部固定資産税課に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第10条の3第1項の規定による特定生産緑地の指定の期限を延長する場合について準用する。

(指定の提案等)

第8条 法第10条の4第1項の規定による提案をするときは、特定生産緑地指定提案兼利害関係人同意確認書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合、その内容を審査し、法第10条の2第1項に規定する生産緑地に該当すると認めるときは、当該生産緑地を特定生産緑地として指定するものとする。

(指定しない旨の通知)

第9条 法第10条の4第2項の規定による通知は様式第6号により行うものとする。

(指定の解除)

第10条 市長は法第10条の6第1項の規定により特定生産緑地の指定を解除したときは、その旨を特定生産緑地における農地等利害関係人に特定生産緑地指定解除通知書(様式第7号)によりに通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、特定生産緑地の指定について必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。